

(仮称) まちづくり基本条例の要素案 (中間まとめ) について

【中間まとめにあたって】

1. (仮称) まちづくり基本条例の必要性

(1) まちづくり基本条例とは

まちづくり基本条例とは、まちづくりの基本となる仕組みやルールを定め、その基本ルールをまちづくりに関わるすべての人が共有して、みんなでまちづくりを進めていくための条例です。市では、市民と行政の協働のまちづくりをより一層推進し、市民主体の活力あるまちづくりを目指すため、条例の制定に取り組みます。

まちづくり基本条例は、自治基本条例と呼ばれることもあり、条例の名称や具体的な内容は自治体ごとにさまざまです。条例自体に明確な定義はありませんが、他の自治体の例では、「まちづくりの基本となる理念や原則」「まちづくりの主体の役割や責務」「市民参画の手続きや協働の仕組み」「市政運営の基本ルール」などが一般的に盛り込まれています。

このように、まちづくり基本条例は、燕市の将来のまちづくりに関わる重要な条例です。まちづくり基本条例とは、言い換えれば、まちを元気にしたり、暮らしやすくしたりするための道具であると捉えることもできます。

(2) まちづくり基本条例の背景

① 地方分権改革の進展

地方分権が推進される中、地方自治体には、自主自律の運営が求められており、限られた財源の中で地域が創意工夫を凝らし、地域のことを自分たちで考え、自分たちの責任で決めていかなければなりません。その際、自治体運営に関わるすべての人が、運営に関するさまざまな事柄の決定のよりどころとして共有する自治体運営に関する最も基本的な理念や仕組みが必要になりました。

② NPOや市民活動団体や企業など、公共的な役割を担う主体の多様化

NPOや市民活動団体や企業など、まちづくりの担い手が多様化している中で、基礎自治体である市町村がNPOなどとまちづくりの中でどう向き合っていくのかが大きな課題になっています。また、それらの主体と共通目標となるまちづくりの理念や、目指すべきまちづくりの方向をそれぞれが共有すること、あわせて地域における各主体の役割分担や連携の仕組みづくりが必要になりました。

③ 市民ニーズの多様化や公共的課題の複雑化

多様化・複雑化が進む市民ニーズや地域の課題に対し、行政主導で解決を図ることの限界が指摘されています。こうした中、自治体のさまざまな政策によって市民参画の機会をつくっていくという取り組みが広がってきました。行政が政策を動かしていくときに市民に参加を求めながら進めていくという動きです。こうした取り組みを更に発展させるため、誰もが主体的にまちづくりに参加できるための独自のルールづくりが必要になりました。

自分たちのまちの公共的な課題をより良い形で解決していくためには、みんなで考え、行動していくことが重要です。そこで、どのような考えで、どのようなまちづくりを進めていくのかを明らかにして、そのためのルールを条例という形できちんと定めておくことが重要です。このように、まちづくりに関わるすべての人が共有できる新しいまちづくりの基本ルールとして、まちづくり基本条例の制定が必要とされています。

(3) まちづくり基本条例制定の意義

■ 市民がまちづくりの主体であるという再認識

市民の権利や役割の明確化により、市民がまちづくりの主体であり、何より「自分たちのまち」という意識をもって、主体的に考え、行動する市民主体のまちづくりが推進されます。

■ 情報共有によるまちづくりへの関心の向上

情報の共有の基本原則とともに、情報共有のルールの明確化により、まちづくりへの関心が高まるとともに地域の課題等の共有が促進され、まちづくりの主体になる人達が同じ目標を持って、まちづくりを行うことができます。

■ 協働による公共的課題解決の推進（連携・協力体制の構築）

協働の基本原則とともに、各主体の役割分担や協働の仕組みの明確化により、市民、自治会、まちづくり協議会、NPO、事業者、行政など、まちづくりの主体になる人たちがまちづくりの共通理念や目標を共有し、協働して公共的な課題のより良い解決を行うことができます。

■ 市政への市民参画の推進と市政運営の透明性の確保

市民参画の原則とともに市政への市民参画の手続きの明確化により、市の政策の立案、決定、実行、評価及び改善といった各段階に市民の皆さんが参画する機会が増えます。そのため、市民の声をより反映した、より透明性の高いまちづくりを進めることができます。

■ 市政運営の明確化と市職員の意識の更なる向上

市政運営の基本ルールの明確化により、計画的で開かれた市政運営が一層進められます。さらに、市の役割と責務の明確化により、市の説明責任や応答責任など、市職員の意識の更なる向上が推進されます。

条例ができたからといって、目に見える形で皆さんの生活が大きく変化するというものではありませんが、条例の考え方を基本として、みんなが共に考えたり、行動したりすることによって、より良いまちづくりを進めることができます。

また、条例を制定して終わりということではなく、市民の皆さんと一緒に創り上げたまちづくり基本条例を活用し、さらにこの条例を守り育てていくことで、燕市をより魅力あるまちにするための道筋が見えてくるのではないかと考えます。

2. (仮称) まちづくり基本条例素案の基本的な考え方

(1) 条例のポイント

燕市のまちづくりの基本ルールを定めるまちづくり基本条例は、市民の皆さんが持つ、まちづくりへの考えや意見を反映させることが必要です。また、条例の内容がみんなに理解され、自分たちのルールであると共感を持って受け入れられることも重要です。

(2) 条例の性格

「基本条例」とは、燕市のまちづくりの進め方についての基本的な事項や考え方を定める条例です。その基本的事項を基に、まちづくりの共通の基本原則や具体的な仕組みなどを分かりやすく示すものです。

(3) 全体構成の考え方

(仮称)まちづくり基本条例素案を考える上で、個別分野(例えば、健康福祉、生活環境、都市計画、教育など)に関する規定は、それぞれの分野の個別条例等に委ねることを原則として、燕市のまちづくりの全体に関わる仕組みを分かりやすく、簡潔に示すことを基本として構成する必要があります。

まちづくり基本条例は、先進事例を見ても、理念的・抽象的な内容にどうしてもなりがちです。また、当たり前のことが書いてあるだけととらえられます。しかし、この条例を本当の意味で生きたものとしていくためには、既存の条例や計画その他の政策がこの条例の内容と整合したものであるかどうか見直し、あるいは新たに条例等を整備していかなければなりません。さらに、条例の制定後も、その内容を進化させていく必要があります。

その意味では、100パーセントの条例を目指すのではなく、必要に応じて容易に改正が可能な柔軟な条例とする必要があります。

《市民検討会議の意見から》(「まちづくり基本条例に期待すること・こんな条例にしたいこと」)

○ 誰もが分かりやすい条例、分かりやすい文章、使いやすい、守られやすい条例

【個別意見】・ 広く市民が親しみ易く、守り、守られやすい条例
・ わかりやすい文章でまとめたい

○ 実効(実行)性のある条例

【個別意見】・ 『まちづくり基本理念』『教育立市宣言』を具現化し、行動していく体制づくりを条例にしたい

○ 条例の周知、みんなに知ってもらえる条例

【個別意見】・ 誰もが知っている条例

○ 独自性のある条例

【個別意見】・ オリジナリティのある条例

○ その他、条例のあり方に関する意見

【個別意見】・ 多くの人の意見を聞いて良いところを盛り込みたい。
・ 条例をつくっただけで満足になってしまわないもの。

3. (仮称) まちづくり基本条例素案の検討の進め方

(1) 市が考える制定の目的（燕市総合計画に基づく考え）

◎ 基本計画—市民とともに築くまち—市民との協働体制の構築…

① 協働の仕組みづくり

- ・まちづくりの基本となる方針やルールを明確にすること
- ・まちづくりの理念や目標を明らかにして、みんなで共有すること

② 役割分担の明確化

- ・市民やさまざまな主体と行政との関係、役割や責務を明確にすること

③ 市民の参画・協働の機会の確保

- ・市民が参画・協働しやすい環境や市民の声が反映される行政の仕組みをつくること
- ・まちづくりに関する行政の意思決定への市民参画を制度的に保障すること

(2) 市民検討会議での検討項目（上記の施策を検討のベースとして考えるもの）

検討項目① 「市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと」

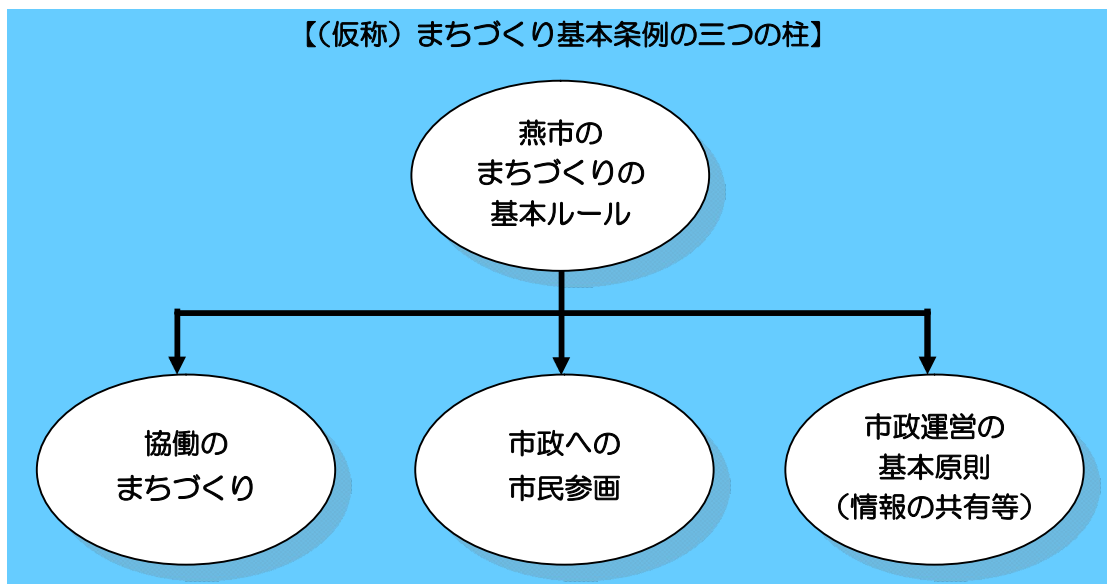
～市民と行政がキャッチボールできる方法を考えましょう～

検討項目② 「燕市のまちづくりの主体(担い手)とその役割と責務（責任や義務）」

～まちづくりの主人公は誰？～

検討項目③ 「燕市のまちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと」

～燕市のまちづくりの基本ルールを考えましょう～



この3つの柱を基本に、協働のまちづくり、市民参画、情報共有等について、それぞれ各主体の役割、仕組みや手続きなどをより具体的に定めるものとしします。なお、基本的な検討項目のほか、検討の中で他の項目が出てくれば、さらに検討を行います。

【(仮称) まちづくり基本条例の要素案】

1. これまでの検討から見る条例の構成要素

【これまで行った検討テーマ】

・「まちづくり基本条例に期待すること・こんな条例にしたい（したくない）こと」
・ 検討項目①「市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと」 ～市民と行政がキャッチボールできる方法を考えましょう～
・ 検討項目②「燕市のまちづくりの主体とその役割と責務」 ～まちづくりの主人公は誰？～

これまでの検討を基に、素案全体の構成(案)を次のように考えました。(資料4参照)

【条例の構成要素の概要(案)】

条例の名称	
前 文	
総 則	目的、用語の意味 まちづくりの基本理念、まちづくりの基本原則
まちづくりの主体	市民の権利、各主体の役割
協働	協働の推進、協働事業の推進、地域活動・市民活動の推進 市の支援、自主性・自立性の尊重、人づくり
市民参画	市民参画の推進、市民意見の反映、対話の場
市政運営（行政運営）	情報公開／情報共有、説明責任／応答責任、行財政運営 行政改革、行政評価、まちづくりの仕組み、交流 国・県との連携
条例の位置付け	
条例の見直し	

各構成要素の順番やこのようなまとまりになるかは、まだ決まっていません。また、前文など、一般的にこの条例に規定されているものを事務局案として追加で掲載しましたが、その必要性については、今後検討していく必要があります。

2. 各構成要素の今後の検討課題等について

■ 条例の名称

【検討課題】

- (1) 名称は様々ですが、まちづくり基本条例や自治基本条例が比較的多いようです。現在、検討の都合上、名称を（仮称）まちづくり基本条例としていますが、分かりやすく親しみやすい名称を考える必要があります。

■ 前 文

《市民検討会議の意見から》（「まちづくり基本条例に期待すること・こんな条例にしたいこと」）

【個別意見】・条例の前文を方言で規定する。

- ・みんなでこのまちをつくっていくんだということを条例という形で表す。
- ・燕市のまちづくりに大切にしたいことが盛り込まれていること。

【検討課題】

- (1) 前文は必要でしょうか。
- (2) 燕市のまちづくり基本条例にふさわしい前文のあり方は、どのようなものでしょうか。

■ 総 則

■ 目 的

《市民検討会議の意見から》（「まちづくり基本条例に期待すること・こんな条例にしたいこと」）

【個別意見】・総則、目的、定義を規定する。

【検討課題】

- (1) 市が考える条例制定の目的や必要性は先に述べたとおりですが、皆さんが考えるまちづくり基本条例の目的を皆さんの言葉で規定する必要があります。

■用語の意味

【検討課題】

- (1) この条例における用語の定義（意味を分かりやすくする解説するもの）を規定する必要があります。
- (2) 市民参画とはどのようなことを意味するのでしょうか。
- (3) 協働とはどのようなことを意味するのでしょうか。
- (4) その他の規定で用語の定義が必要なものはあるのでしょうか。
※単に先進事例の規定を踏襲するのではなく、燕市独自の考え方や定義が必要です。

■まちづくりの基本理念・まちづくりの基本原則

《市民検討会議の意見から》（「まちづくり基本条例に期待すること・こんな条例にしたいこと」）

【個別意見】・個性のあるまちにしたい。

- ・思いやりの心を育てる。

【検討課題】

- (1) 市の基本構想（燕市のまちづくりを進めていく上で、行政と市民一人ひとりが大切にしなければならない考え方）では、人づくりがキーワードになっています。この条例は、まちづくりの基本となるものであるため、この考えを単に継承するのではなく、皆さんが考えるまちづくりの基本理念を皆さんの言葉で規定する必要があります。
- (2) まちづくりの基本理念を実現するため、まちづくりはどのような原則に基づいて行われるべきなのかという基本原則を皆さんの言葉で規定する必要があります。

■まちづくりの主体

■市民の権利

〈市民検討会議の意見から〉（「まちづくり基本条例に期待すること・こんな条例にしたいこと」）

○ 市民は、まちづくりの主体です。

- 【個別意見】・市民が主体となること。
・市民の権利と義務の明確化。

【検討課題】

- (1) 市民が持つまちづくりの権利とは、どのようなものでしょうか。
※市民の役割の検討からある程度導き出されると考えます。
（役割の裏返し…こういう役割を担うから、こういう権利がなければならない 等）

■各主体の役割

〈市民検討会議の意見から〉（「まちづくり基本条例に期待すること・こんな条例にしたいこと」）

○ 各主体の役割等を明確にします。

- 【個別意見】・役割や協力体制が明確になる。
・市民、自治会、まちづくり協議会、行政の関係を明確にする。

〈市民検討会議の意見から〉（検討項目①市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと）

○ 市は、市民にわかりやすく機能的かつ効率的な組織運営を行います。

- 【個別意見】・行政内で縦割り感覚の強いところもあり、もっと横通して欲しい。
・意見の受け付け窓口を1つにする。

○ 市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ちます。

- 【個別意見】・参加に対して市民の理解が得られない。
・まちづくりに対する地域住民の意識を向上する。

○ 市の職員は、市民の視点に立ち、市民との信頼関係を向上します。

- 【個別意見】・地域の一員としての自覚を持つ
・各行事への市職員の参加を拡充する。

【検討課題】

- (1) まちづくりの主体（担い手）には、どのような人達が挙げられるでしょうか。
- (2) 燕市のまちづくりの主体には、それぞれどのような役割が考えられるでしょうか。
- (3) 燕市の市民とはどういう人（誰）のことでしょうか。
- (4) 団体は市民でしょうか。市民と違う存在でしょうか。
- (5) まちづくりの主体について、どこまでの主体について条例に規定すべきでしょうか。
（議会、自治会とまちづくり協議会 等）
※検討項目②「燕市のまちづくりの主体とその役割と責務」で検討中（確定後追加）

■協働

【検討課題】

- (1) 協働のまちづくりに必要なことは何でしょうか。
- (2) 協働の仕組みで、条例に規定すべき項目は何でしょうか。

■協働の推進

〈市民検討会議の意見から〉（「まちづくり基本条例に期待すること・こんな条例にしたいこと」）

- 市民と市は、協働のまちづくりを積極的に推進します。
【個別意見】・行政と市民が協力して、まちづくりに継続的に取り組めるもの。
・市民と行政が一体になれるもの。
- 市は、様々な主体が共に活動できるような仕組みを整備します。
【個別意見】・まちづくりと市民行政の協働の仕組みを明記し、実践できるもの。

〈市民検討会議の意見から〉（検討項目①市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと）

- 市民及び市は、協働のまちづくりを積極的に推進します。
【個別意見】・各主体の連携不足。
・行政職員からの協力不足。
- 市民と市または市民同士がまちづくりの目標を共有します。
【個別意見】・まちづくり協議会の目的、理念、役割を全協議会で共有する。
- 適切な役割分担及び対等な関係を保ちます。
【個別意見】・良いまちづくりに市民が一人称で取り組む。
・市職員の地域活動への積極的参加。
- 協働のまちづくりを推進するための仕組みや環境づくりを進めます。
【個別意見】・協働の仕組みと効果、結果のルールを確立する。

■協働事業の推進

〈市民検討会議の意見から〉（検討項目①市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと）

- 市は、協働して実施することにより効果的に実施できる事業等について、協働事業の実施を推進します。
【個別意見】・広報、チラシ作成時に市民の方からも参加してもらう。
- 市民は、協働事業を提案できます。
【個別意見】・協働で行う事業を市民と行政が双方向で提案できるようにする。

■地域活動・市民活動の推進

〈市民検討会議の意見から〉（「まちづくり基本条例に期待すること・こんな条例にしたいこと」）

- 地域活動を推進します。
【個別意見】・地域の活動が活性化する。
- ボランティア等市民活動を推進します。
【個別意見】・ボランティアの育成。

〈市民検討会議の意見から〉（検討項目①市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと）

- 市民は、地域コミュニティの活動や市民団体の活動に参加し、協力します。
【個別意見】・地域差が大きい。

○ 市は、地域活動や市民活動を促進するため必要な支援を行います。

【個別意見】・(活動に対する) メリットをいただくこと。

■市の支援

《市民検討会議の意見から》(検討項目①市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと)

○ 市は、多様な主体と共に活動できるよう適切な支援を行います。

【個別意見】・交流の場の提供や支援制度の拡充。

・イキイキまちづくり活動を手本としてNPO 法人の情報や活動場所をつくることにより市との一層の協働を図る。

■自主性、自立性の尊重

《市民検討会議の意見から》(検討項目①市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと)

○ 市は、公共的かつ公益的な活動に対する自主性及び自立性を尊重します。

【個別意見】・まち協 13 団体の代表者が集い、連携し、共通で取り組む課題や個別で取り組む課題など話し合い、連合会などと一緒にまちづくりを進める。

■人づくり

《市民検討会議の意見から》(検討項目①市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと)

○ 市は、市民と共に、まちづくりを支える人材を育成します。

【個別意見】・中心者の育成が必要。

・まちづくり、人づくりのため具体的施策ビジョンを示す。

■市民参画

【検討課題】

- (1) 市民が市政に参画するために必要なことは何でしょうか。
- (2) 市民参画の仕組みで、条例に規定すべき項目は何でしょうか。
- (3) 市民参画の手法として住民投票を規定すべきでしょうか。(住民投票は、さまざまな課題があるため。)

■市民参画の推進

《市民検討会議の意見から》(「まちづくり基本条例に期待すること・こんな条例にしたいこと」)

○ 市は、市民参画の機会を確保するとともに、市民参画を積極的に推進します。

【個別意見】・市民が市政へ参画する機会の促進。

・市民にまちづくりに参加してもらう具体的な手段を明記すること。

○ 市は、審議会等の委員に公募市民を選任するよう努めます。

【個別意見】・審議会等の公募市民の参加。

○ 重要事項について、住民投票を実施することができます。

【個別意見】・市民投票の項を入れたい。

《市民検討会議の意見から》（検討項目①市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと）

- 市は、積極的な市民参画が図られるよう、多様で開かれた場と機会を提供します。
【個別意見】・事業などの「企画立案」「実行」「評価」の各段階にみんなが参加できるようにする。
- 市は、審議会等の委員を選任するときは、男女比率、年齢構成等を考慮し、幅広い分野から人材を登用します。
【個別意見】・年代別（テーマ別）の委員募集と意見の集約。
- 市は、実効性のある市民参画の仕組みを構築します。
【個別意見】・市民の要求解決のためルール、システムを確立する。
・各行事に若い人が参加しやすいように曜日の設定を考える。

■市民意見の反映

《市民検討会議の意見から》（「まちづくり基本条例に期待すること・こんな条例にしたいこと」）

- 市は、市民の意見、提言等が適切にまちづくりに反映されるよう必要な措置を講じます。
【個別意見】・市民の意見を最大限尊重すること。
・市民の声が反映されやすいもの。

《市民検討会議の意見から》（検討項目①市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと）

（上記と同じ）

- 【個別意見】・意見を述べても思いが伝わらない。
・意見を出した結果の状況を公開。

■対話の場

《市民検討会議の意見から》（「まちづくり基本条例に期待すること・こんな条例にしたいこと」）

- 市は、市民と活発な意見交換ができるよう対話の場を設けます。
【個別意見】・声や意見を出しやすい（汲み取りやすい）条例にすることも大切。

《市民検討会議の意見から》（検討項目①市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと）

（上記と同じ）

- 【個別意見】・自治会の声が市に届く仕組み作り（市長との対話機会の充実など）。
- 市は、市民が必要とするまちづくりの学習機会の提供を充実します。
【個別意見】・学習会（座談会）の機会を設け、現状を知ってもらう。

■市政運営

【検討課題】

- (1) 燕市のまちづくりを進めていくうえでルール化すべきことは何でしょうか。
- (2) これまでの検討の中でも、市民参画、協働、情報共有、情報提供などさまざまなルールが話し合われましたが、そのほか条例に規定すべきルールはあるでしょうか。
※ 検討項目③「燕市のまちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと～燕市のまちづくりの基本ルールを考えましょう～」で今後検討を行う予定です。

■情報公開／情報共有

《市民検討会議の意見から》（「まちづくり基本条例に期待すること・こんな条例にしたいこと」）

- 市は、まちづくりに関する情報を積極的に公開します。
【個別意見】・ 行政の情報が分かり易く開示される様になるといい。
- 市民と市は、相互に情報を共有します。
【個別意見】・ 市民と行政の情報の共有。
・ 立場を超えて様々な人達から意見を聞けるようにしたい。
- 市民は、市政運営に関する情報を知る権利を有します。
【個別意見】・ 行政の透明化（知る権利）。

《市民検討会議の意見から》（検討項目①市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと）

- 市は、まちづくりに関する情報を共有し、意見交換が図られるよう、多様で開かれた場と機会を提供します。
【個別意見】・ 総合計画の柱（項目）に沿った情報交換、話し合いの場を設ける。
・ いろいろなところで行っている活動を整理してまとめる。
- 市は、わかりやすい情報を提供するとともに情報提供を充実します。
【個別意見】・ 市政情報コーナーなどを設置し情報提供の場の充実。
・ 情報を分かりやすく提供する。専門用語の羅列をさける。
- 市は、まちづくりの課題等を的確に把握するため情報収集を行います。
【個別意見】・ 年代別にアンケートを実施して市民の意見を集約する。
・ 声なき声を市政に反映させるため幅広い意見を積極的に収集する。

■説明責任／応答責任

《市民検討会議の意見から》（「まちづくり基本条例に期待すること・こんな条例にしたいこと」）

- 政策等の経過、内容、効果等を市民にわかりやすく説明します。
【個別意見】・ 条例には説明責任や情報公開、透明性が必要だと思う。
・ 出来ない理由を説明してほしい。

《市民検討会議の意見から》（検討項目①市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと）

- 市は、まちづくりに関する市民からの意見、要望、質問等に対し適切に応答します。
【個別意見】・ 意見に対する市の説明をきちんと行う。
・ 市民からの提案・意見の内容、それに対する回答を掲示していく。

■行財政運営

《市民検討会議の意見から》（「まちづくり基本条例に期待すること・こんな条例にしたいこと」）

- 市政運営を効率的かつ効果的に行います。
【個別意見】・ 行政の効率化。
- 健全な財政運営を行います。
【個別意見】・ 財政の健全化。
・ 財政運営に関する条項を入れる。

■行政改革

《市民検討会議の意見から》（「まちづくり基本条例に期待すること・こんな条例にしたいこと」）

○ 積極的に行政改革に取り組みます。

【個別意見】・現在行っていることを変えることを恐れないでほしい。
・行政のやり方の見直し。

■行政評価

《市民検討会議の意見から》（検討項目①市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと）

○ 市は、行政評価を実施し、評価結果を政策等に反映します。

【個別意見】・提言に対するフィードバックの必要性。
・既存の制度の見直し。

■まちづくりの仕組み

《市民検討会議の意見から》（「まちづくり基本条例に期待すること・こんな条例にしたいこと」）

○ 新たなまちづくりの仕組みを提案していきます。

【個別意見】・休日議会や夜間議会の開催。
・まちづくり活動意思のある人を登録制度。
・第三者機関の設置(住民投票とか委員会)問題発生の際の仲裁のため。
・特定団体とは異なる非特定で中間となるまちづくり組織の設置。

■交流

《市民検討会議の意見から》（「まちづくり基本条例に期待すること・こんな条例にしたいこと」）

○ 人と人のつながりを大切に、広く交流を深めます。

【個別意見】・人と人のつながりを密にしたい。
・日常生活(自治体)で協調が優先されるムード作り。

■国・県との連携

《市民検討会議の意見から》（「まちづくり基本条例に期待すること・こんな条例にしたいこと」）

○ 国、県、市は対等な立場で協力し合います。

【個別意見】・国、県、市との関係をどう明記出来るか(下請けな状態)。

■条例の位置付け

《市民検討会議の意見から》（「まちづくり基本条例に期待すること・こんな条例にしたいこと」）

○ 条例等の制定、基本的な計画の策定、事業の実施等にあたり、この条例の趣旨を尊重します。

【個別意見】・条例に期待するのは、まちづくりへの一つの指針となること。

【検討課題】

(1) この条例は、燕市のまちづくりを進めていくうえでどのような位置付けとすべきでしょうか。

■条例の見直し

《市民検討会議の意見から》（「まちづくり基本条例に期待すること・こんな条例にしたいこと」）

○ 実態に即して、見直し、改正を行います。（進化する条例）

【個別意見】・実態に即して改正できるよう、見直し、改正の規定を設けること。

○ 具体的な見直しと条例運営のための組織を設置します。

【個別意見】・PDCA・5W1Hによる具体的な見直し。

・進化する条例であるべき（できあがった条例に責任を持てるグループの設置・運営）

【検討課題】

- (1) この条例の必要に応じた見直しはもちろんです、定期的な見直しを規定すべきでしょうか。
- (2) 条例の見直しは、どのような方法で行っていくべきでしょうか。